

Ⅲ 資料

1. 条例・規則

1.1. 神奈川県立の博物館条例

神奈川県立の博物館条例

昭和 41 年 10 月 7 日
条例第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、神奈川県立の博物館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に基づき、次のとおり神奈川県立の博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

名称	位置	目的
神奈川県立歴史博物館	横浜市中区南仲通 5 丁目 60 番地	神奈川の文化及び歴史に関する資料の収集、保管及び展示並びにこれに関する調査研究、情報提供等を行い、県民の学習活動を支援すること。
神奈川県立生命の星・地球博物館	小田原市入生田 499 番地	地球及び生命の営みに関する資料の収集、保管及び展示並びにこれに関する調査研究、情報提供等を行い、県民の学習活動を支援すること。

(職員)

第 3 条 博物館に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(観覧料の納付等)

第 4 条 博物館に展示している博物館資料を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、別表に定める額の観覧料を納めなければならない。ただし、公開の施設に展示している博物館資料の観覧については、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、特別な企画の展覧会を開催する場合の観覧料は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその都度定めることができる。
- 3 教育委員会は、第 1 項本文及び前項に規定する観覧料を納めた者に観覧券を交付するものとする。
- 4 観覧者（別表備考 2 に規定する者を除く。）は、入館する際に、前項に規定する観覧券又はこれに代わるものとして教育委員会が認めたものを提出し、又は提示しなければならない。

(観覧料の減免)

第 5 条 前条第 1 項本文及び第 2 項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料を減免することができる。

- (1) 教育委員会が開催する行事に参加する者
- (2) 教育課程に基づく教育活動として入館する高校生（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。別表備考において「法」という。）第 1 条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程並びにこれらに準ずる教育施設に在学する者をいう。別表において同じ。）並びに児童及び生徒の引率者
- (3) その他教育委員会が適当と認めた者

(観覧料の不還付)

第 6 条 既に納付された観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が災害その他特別の事情により還付するのを適当と認めたときは、この限りでない。

(資料の特別利用)

第 7 条 博物館資料を学術上の研究のため特に利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。（利用の制限）

第 8 条 教育委員会は、博物館の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設、博物館資料等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第 4 条関係）

区分		個人	20 人以上の団体
神奈川県立歴史博物館	20 歳以上 65 歳未満の者（学生及び高校生を除く。）	1 人につき 300 円	1 人につき 250 円
	20 歳未満の者（高校生を除く。）学生（65 歳以上の者を除く。）	同 200 円	同 150 円
	65 歳以上の者 高校生	同 100 円	同 100 円
神奈川県立生命の星・地球博物館	20 歳以上 65 歳未満の者（学生及び高校生を除く。）	同 520 円	同 410 円
	20 歳未満の者（高校生を除く。）学生（65 歳以上の者を除く。）	同 300 円	同 200 円
	65 歳以上の者 高校生	同 100 円	同 100 円

- 備考 1 学生とは、法第 1 条に規定する大学及び高等専門学校、法第 124 条に規定する専修学校並びに法第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学する者をいう。
- 2 学齢に達しない者並びに法第 1 条に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びにこれらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。

1.2. 神奈川県立の博物館組織規則

神奈川県立の博物館組織規則

昭和 41 年 11 月 18 日
教育委員会規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神奈川県立の博物館の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(部等の設置)

第 2 条 神奈川県立の博物館に、次の部及び課を置く。

管理課

企画情報部

企画普及課

情報資料課

学芸部

(管理課の事務)

第 3 条 管理課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 公印に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関する事。
- (3) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (4) 人事に関する事。
- (5) 財産の管理及び館内の秩序の維持に関する事。
- (6) 予算の経理に関する事。
- (7) 観覧料の徴収に関する事。
- (8) 物品の調達及び処分に関する事。
- (9) 寄贈品の受納並びに寄託品の受納及び返納に関する事。
- (10) その他他部課の主管に属しない事。

第 4 条 削除

(企画普及課の事務)

第 5 条 企画普及課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 博物館活動の企画及び調整に関する事。

- (2) 博物館活動の普及及び広報に関する事。

- (3) 博物館活動に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関する事。

- (4) 他の博物館その他教育、学術又は文化に関する施設、団体等との連絡、協力及び情報の交換に関する事。

(情報資料課の事務)

第 6 条 神奈川県立歴史博物館の情報資料課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 人文科学等に関する図書等の収集、整理、保管及び閲覧に関する事。

- (2) 博物館情報システムの運用に関する事。

2 神奈川県立生命の星・地球博物館の情報資料課においては、次の事務を分掌する。

- (1) 自然科学等に関する図書等の収集、整理、保管及び閲覧に関する事。

- (2) 博物館情報システムの総合的企画及び調整並びに運用に関する事。

(学芸部の事務)

第 7 条 学芸部においては、次の事務を分掌する。

- (1) 博物館資料の収集、製作、整理、保管、展示、解説及び指導に関する事。

- (2) 博物館資料の専門的及び技術的な調査研究に関する事。

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、神奈川県教育委員会教育長が定める。

1. 3. 神奈川県立の博物館の利用等に関する規則

神奈川県立の博物館の利用等に関する規則

昭和 41 年 11 月 18 日
教育委員会規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神奈川県立の博物館の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任)

第 2 条 次に掲げる神奈川県教育委員会の権限は、神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

- (1) 神奈川県立の博物館条例（昭和 41 年神奈川県条例第 43 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定により観覧料を定めること。
- (2) 条例第 4 条第 3 項の規定により観覧券を交付すること。
- (3) 条例第 4 条第 4 項の規定により観覧券に代わるものを認めること。
- (4) 条例第 5 条の規定により観覧料を減免すること。
- (5) 条例第 6 条ただし書の規定により観覧料の還付を認めること。
- (6) 条例第 7 条の規定により利用を承認すること。
- (7) 条例第 8 条の規定により利用を制限すること。

(休館日等)

第 3 条 神奈川県立歴史博物館及び神奈川県立生命の星・地球博物館（以下「博物館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「国民の祝日等」という。）に当たるときを除く。）
 - (2) 国民の祝日等の翌日（土曜日、日曜日又は国民の祝日等に当たるときを除く。）
 - (3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで
 - (4) その他教育長が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、臨時に博物館を開館することができる。

(開館時間等)

第 4 条 開館時間は、次のとおりとする。

名称	開館時間
神奈川県立歴史博物館	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、午後 4 時 30 分以降は、入館することができない。
神奈川県立生命の星・地球博物館	午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。ただし、午後 4 時以降は、入館することができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(観覧券の様式)

第 5 条 条例第 4 条第 3 項に規定する観覧券は、神奈川県立歴史博物館にあつては第 1 号様式とし、神奈川県立生命の星・地球博物館にあつては第 2 号様式とする。

(観覧料の減免申請)

第 6 条 観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、観覧料減免申請書を教育長に提出し、観覧料減免承認書の交付を受けなければならない。

(観覧料の還付申請)

第 7 条 観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書に観覧券を添えて教育長に提出し、観覧料還付承認書の交付を受けなければならない。

(資料の特別利用)

第 8 条 条例第 7 条の規定により博物館資料の特別利用の承認を受けようとする者は、特別利用承認申請書を教育長に提出し、特別利用承認書の交付を受けなければならない。

(利用の方法)

第 9 条 博物館を利用する者は、博物館の管理上必要な事項を守り、職員の指示に従わなければならない。

(資料の館外貸出し)

第 10 条 次に掲げるものは、教育長の承認を受けて博物館資料の館外貸出しを受けることができる。

- (1) 国立の博物館、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設
- (2) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 21 条に規定する公民館
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- (5) その他教育長が適当と認めるもの

2 前項の規定による承認を受けようとするものは、館外貸出承認申請書を教育長に提出し、館外貸出承認書の交付を受けなければならない。

(館外貸出しの期間)

第 11 条 博物館資料の館外貸出しの期間は、30 日以内とする。ただし、教育長は、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

2 前項の館外貸出しの期間は、博物館が当該博物館資料を引き渡した日から起算してその返還を受ける日までの日数により算定するものとする。

3 教育長は、館務の都合により必要があるときは、博物館資料の館外貸出しの期間中であつても、当該博物館資料の返還を求めることができる。

(館外貸出しをした資料の利用方法)

第 12 条 博物館資料の館外貸出しを受けたものは、当該博物館資料を、承認を受けた利用の目的又は場所以外の目的又は場所で、利用してはならない。

(資料滅失等の届出)

第 13 条 博物館資料の館外貸出しを受けたものは、当該博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちに資料滅失（損傷）届出書を教育長に提出しなければならない。

(寄託を受けた資料の利用の制限)

第 14 条 寄託を受けた博物館資料の館外展示及び館外貸出しは、寄託者の承諾がある場合のほかは、行なうことができない。

(委任)

第 15 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。